広告規制型景観形成地区(モデル地区)と 推奨基準適用地区

①はじめに…『広告規制型景観形成地区(モデル地区)』を指定しました

屋外広告物のデザイン等を誘導することによって、良好な景観づくりを推進するために、都市計画道路大江霊仙寺線(道路境界から30mの範囲)を『広告規制型景観形成地区(モデル地区)』に指定しました。

●指定範囲 … 大江霊仙寺線の道路境界から30m以内の範囲

●適用基準 … 琵琶湖岸における屋外広告物のきめ細かなルールと同等の基準を適用

するほか、新たに色彩などに関するルールも定めています。

(別紙基準表参照)

◎その他 ・・・・ 基準に適合する屋外広告物の許可期間を、最大6年まで延長します。

②さらに … 『推奨基準適用地区』を指定しました

モデル地区以外の幹線道路沿いでも、落ち着きのある景観づくりに取り組むために、市内の 幹線道路を『推奨基準適用地区』に指定しました。

●指定範囲 … 草津市景観計画で幹線道路軸に定められた各道路の道路境界から

30m以内の範囲

●推奨基準 … モデル地区の基準

◎その他 ・・・・ 当該地区に屋外広告物を掲出するときは、基本的に第1種許可地域の基準

(別紙基準表参照)を遵守していただきます。さらに、<u>推奨基準に適合する</u>

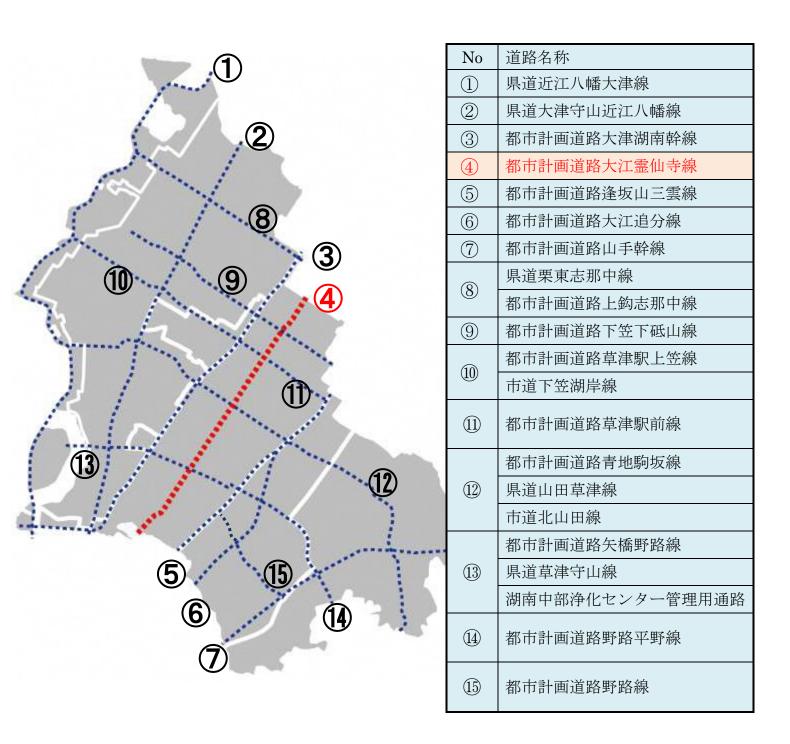
屋外広告物は、許可期間を、最大6年まで延長することができます。

推奨基準適用地区の推奨基準

(=モデル地区基準) に適合



広告規制型景観形成地区 および 推奨基準適用地区の指定範囲



≪お問い合わせ≫ 草津市 都市計画部 都市計画課 景観係

電話 : 077-561-6507 FAX : 077-561-2486 E-mail : tokei@city. kusatsu. lg. jp